

記載要領等	現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】
-------	--

《使用目的等》

この明細書別紙は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 6 項又は第 70 条の 6 の 10 第 6 項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第 70 条の 6 の 8 第 14 項又は第 70 条の 6 の 10 第 15 項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注 6）}の翌日から当該死亡等の日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 第 27 項第 2 号又は第 40 条の 7 の 10 第 25 項第 2 号において準用する同法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号に規定する資産保有型会社又は同項第 9 号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第 40 条の 8 第 19 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書に規定する場合又は同令第 40 条の 8 第 22 項ただし書若しくは第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は 70% です。

$$\frac{B + C}{A + C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 15 項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去 5 年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項第 8 号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は 75% です。
- 3 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 19 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 25 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 14 項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が 70% 以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第 40 条の 8 第 22 項ただし書又は第 40 条の 8 の 2 第 27 項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 第 16 項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が 75% 以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 第 1 項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第 70 条の 6 の 10 第 1 項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して 3 年を経過するごとの日をいいます。